

備考

- 1 第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。
- 2 第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、法第24条第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合又は法第159条第1項若しくは国税通則法第38条第3項の規定により差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えることができる。
- 3 法第65条（法第73条第5項において準用する場合を含む。）の規定による証書の取上げに際し、令第28条第2項の規定の適用を受けて差押調書を作成する場合には、その証書の名称その他必要な事項を「差押財産」欄に附記するものとする。
- 4 法第146条第3項の規定の適用がある場合又は差押財産を滞納者若しくは第三者に保管させる場合には、この書式に定める事項のほか、捜索及び立会いに関する事項又は差押財産の保管に関する事項を記載することその他の所要の調整を加えることができる。